

申込書

住所
所屬團體
姓名

東京市芝區新櫻田町十九番地、平民法律所内

對露非干涉同志會 御 中

規約

- 一、別項の趣旨に基づき、隨時各種の運動を起す。演説、講演、集會、遊説、印刷物配布等は其の主なる方法である。
- 一、東京に本部を置き、他の各地に支部を置く。本部委員は大會開催まで發起人をそれに當てる。支部委員は支部の設置に従ひ、支部大會の開催まで、其の發起人をそれに當てる。
- 一、會員は入會金二十錢を出す事。會費は當分徴收せず、任意の寄附金を以て經費を支辨する事。
- 一、事務所を左の所に置く

東京市芝區新櫻田町十九番地、平民法律所内

對露非干涉同志會